

職業訓練受講給付金

支給額

職業訓練
受講手当 月額10万円

通所手当 通所経路に応じた所定額（上限42,500円）
※最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所経路及び方法による。

寄宿手当 10,700円
※訓練を受講するために、同居する配偶者等と別居して寄宿することが必要であるとハローワークが認めた場合に限る。

注）
いずれの手当も、原則1か月の支給単位期間ごとに支給。支給単位期間の日数が28日未満の場合、支給額は別途算定となり、受講手当の場合日額3,580円に日数を乗じた額を支給。

対象となる方

下記の全ての要件を満たす方が対象となります。

- ① 雇用保険被保険者ではない、また雇用保険の失業給付を受給できない
- ② 本人前月收入が月8万円以下(※1)
- ③ 世帯全体の収入が月25万円以下（年300万円以下）(※1)(※2)
- ④ 世帯全体の金融資産が300万円以下(※2)
- ⑤ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- ⑥ 全ての訓練実施日に出席
（やむを得ない理由がある場合でも、支給単位期間ごとに8割以上の出席）
- ⑦ 訓練期間中～終了後、定期的にハローワークに来所し職業相談をする
- ⑧ 同世帯に同時にこの給付金を受給して訓練を受ける方がいない(※2)
- ⑨ 既にこの給付金を受給した場合、前回の受給から6年以上経過
- ⑩ 過去3年以内に偽りその他不正の行為により特定の給付金の支給を受けたことがない

(※1)「収入」とは、税引き前の給与などのほか、年金その他全般の収入を指す。
（一部算定対象外の収入あり。）

(※2)「世帯」とは、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子、父母が該当。
事前審査時は前年の収入、申請時は前月の収入を確認。

詳細は、ハローワークの訓練窓口でおたずねください。

求職者支援資金融資のご案内

- 職業訓練受講給付金を受給できる方で、その給付金だけでは生活費が不足する場合には希望に応じて労働金庫（ろうきん）の貸付制度を利用することができます。
- 貸付上限額は、同居又は生計を一にする別居の配偶者等がいる方は月10万円、それ以外の方は月5万円です。



求職者支援制度は、熱心に職業訓練を受け、より安定した就職を目指して求職活動を行う方のための制度です。

このため、一度でも訓練を欠席したり（やむを得ない理由を除く）、ハローワークの就職支援を拒否すると、給付金が不支給となるばかりでなく、これを繰り返すと訓練の受講継続ができなくなるほか、訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となることがあります。